第一章の二　浄化槽処理促進区域

（浄化槽処理促進区域の指定の公告）

第九条の六　法第十二条の四第三項の規定による公告は、浄化槽処理促進区域の位置及び区域について、市町村長が定める方法で行うものとする。

２　前項の公告は、市町村長が定める方法により表示する図面で行うものとする。

（設置等）

第九条の七　市町村は、法第十二条の五第三項の規定による同意を得ようとするときは、浄化槽が設置される土地の所有者及び当該浄化槽で汚水を処理させる建築物の所有者に対し、設置計画の概要を記した文書を交付して説明を行い、書面により同意を得なければならない。

第九条の八　市町村は、法第十二条の六の規定による浄化槽の管理を行おうとするときは、寄贈又は寄託を受けることにつき、当該浄化槽の所有者から書面により同意を得なければならない。

（排水設備の設置の承認）

第九条の九　法第十二条の十第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一　汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置しようとする建築物の所有者の氏名又は名称

二　当該建築物の所在地及び用途

三　処理対象人員及び算定根拠

（使用の開始の届出）

第九条の十　法第十二条の十一の規定による届出は、使用開始年月日を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

（排水設備の使用廃止の届出）

第九条の十一　法第十二条の十六第二項の規定による届出は、建築物の撤去予定年月日を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

第一章の三　浄化槽清掃業の許可

（標識の記載事項等）

第十三条　（略）

２　法第三十九条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる標識は、様式第一号の四によるものとする。

第十四条　（略）

第二章～第五章　（略）

第六章　指定検査機関

第五十四条～第五十七条　（略）

（浄化槽台帳の作成）

第五十七条の二　法第四十九条第一項第三号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項

二　使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項

三　保守点検の実施状況に関する事項

四　清掃の実施状況に関する事項

五　その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項

２　浄化槽台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出その他の情報に基づいて行うものとし、都道府県知事は、浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。

３　都道府県知事は、浄化槽台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者に委託することができる。

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（標識の記載事項等）

第十三条　（略）

２　法第三十九条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる標識は、様式第一号の二によるものとする。

第十四条　（略）

第二章～第五章　（略）

第六章　指定検査機関

第五十四条～第五十七条　（略）

（新規）